

コスタリカ共和国
商標その他の識別標章に関する法律の規則
第 30233-J 号
2008 年 9 月 17 日政令 No. 34760 により改正

目次

- 第 1 章 一般規定
 - 第 1 条 目的
 - 第 2 条 定義
 - 第 3 条 すべての最初の出願に対する共通要件
 - 第 4 条 代理
 - 第 5 条 出願手続の要件
 - 第 6 条 書類の再交付
 - 第 7 条 書式
 - 第 8 条 通知
 - 第 9 条 代理人
 - 第 10 条 優先権
 - 第 11 条 複数優先権
 - 第 12 条 出願の提出日
 - 第 13 条 手数料の納付の証拠
 - 第 14 条 放棄
 - 第 15 条 取下げ

- 第 2 章 商標登録手続に関する規定
 - 第 16 条 出願要件
 - 第 17 条 商品又は役務の一覧
 - 第 18 条 登録提出様式
 - 第 19 条 出願の分割
 - 第 20 条 出願の審査
 - 第 21 条 公告
 - 第 22 条 登録に対する異議申立
 - 第 23 条 証拠
 - 第 24 条 類似性の判断に関する規則
 - 第 25 条 登録
 - 第 26 条 登録証
 - 第 27 条 登録商標の使用

- 第 3 章 登録の更新及び変更
 - 第 28 条 更新

第4章 移転, 名義変更及び商標使用のライセンス

第29条 標章の移転

第30条 ライセンス登録

第5章 周知商標

第31条 関連分野

第6章 団体商標及び証明商標に関する規定

第32条 適用規制

第33条 団体商標の所有者

第34条 団体商標の使用規約

第35条 証明商標の使用規約

第36条 規約の写し

第37条 出願の審査

第38条 情報の更新

第7章 商業広告の表現又は標章に関する規定

第39条 適用可能な規制

第40条 登録出願

第8章 商号及び記章に関する規定

第41条 適用可能な規制

第42条 商号の登録出願

第43条 公告

第44条 異議申立

第45条 記章

第10章 登録の取消し及び無効

第48条 取消し又は無効の請求第49条 手続

第50条 職権による無効

第51条 自発的な取消し

第11章 登録局の組織及び運営

第52条 登録局

第53条 登録局の組織

第54条 局長の責務

第12章 登録局の活動

第55条 ファイルの番号付与

第56条 書類及び登録の管理

第57条 公開

第 58 条 ファイルの差替

第 13 章 登録

第 59 条 登録手続

第 60 条 誤りの訂正

第 61 条 注釈

第 14 章 分類

第 62 条 商標分類

第 63 条 識別標章の図形要素

第 15 章 不服申立

第 64 条 取消

第 65 条 上訴

第 16 章 最終規定

第 66 条 予期せぬ状況

第 67 条 見出し

第 68 条 有効性

第1章 一般規定

第1条 目的

本規則の目的は、コスタリカが加盟している知的財産事項に関する国際条約の規定並びに知的財産権登録局(以降では登録局)の職員の組織的側面及び権限を害することなく、公の秩序と一般的な遵守事項である、2000年1月6日法律第7978号(商標法)にいうすべての商標又は識別標章に関する登録手続を定めることである。

第2条 定義

法律第2条及び次に記載される定義が、本規則に適用される。

手数料：登録局が適用する手数料

商品及び役務の分類：標章の登録のための商品及びサービスの国際分類並びにその改正(1957年6月15日付けニース協定)

図形要素の分類：商標の図形要素の国際分類(1973年6月8日付けウィーン協定)

パリ条約：工業所有権の保護に関するパリ条約(1995年、コスタリカが批准)

登録局局长：登録局に対して責務を負う職員又はその代理として行為する職員

法律：2000年2月1日に施行された商標その他の識別標章の法律第7978号(商標法)及びその改正法令

規則：商標その他の識別標章に関する法律の規則

登録局：国家登録局に属し、かつ、法務省に属する登録局

第3条 すべての最初の出願に対する共通要件

各々の個別の事件に対して法律及び本規則によって定められている特別な要件を害することなく、商標又はその他の識別標章に関する最初の登録出願は、登録局に提出され、かつ、次の要件を含んでいなければならない。

- (a) 出願人の名称及び正確な住所
- (b) 法人の場合は、設立地及び本拠地
- (c) 法定代理人の名称、居所、住所及び代理人としての資格
- (d) 通知又はその他の電子的通信を受領するための正確なアドレス、郵送あて先、ファックス番号
- (e) 優先権主張の基礎となる出願の国名及び日付
- (f) 出願人及び/又は該当する場合には出願人を補佐する代理人の署名

第4条 代理

代理として手続する者が、その者が代理人であるか又は法人の代理人であるかに拘らず、法律第9条第2段落にいう情報の提示に加えて、法的身分を既に公認されている場合、その者は、対応する委任状又は選任書の写しを出願に添付しなければならない。

第5条 出願手続の要件

提出書類には、次の事項を表示しなければならない。

- (a) 手続きで参照するファイル番号

- (b) 出願人又はその代理人の氏名
- (c) 識別標章
- (d) 第3条に定められた要件

第6条 書類の再交付

登録局は、ファイルに包含されるすべての書類の写しを提供することができる。

第7条 書式

登録局は、出願及びその関連情報の提出のため、官報に公告のため及び局長が行政上の指示によって決定することができるその他の手続及び行為のために、必須ではない書式を定めることができる。

登録局は、可能な限り、知的財産権に関連する国際技術基準及び情報を適用する。

第8条 通知

登録局は、如何なる更なる措置なしに、次の方法の何れかにより、発出された行為の履行を指令するすべての決定、書類の送達を要請するすべての決定及び最終決定を通知する。

- (a) 登録局の本部において、本人へ直接
- (b) 出願人によって提示された住所あてに、配達証明郵便により
- (c) ファックス又はその他の電子的手段で

法律又は本規則によって定められる期限は、直接、ファックス又はその他の電子的手段によるのかに拘らず、対応する通知の翌日から起算される。配達証明郵便に対する期限は、対応する決定の郵送から5就業日後に起算される。

第9条 代理人

非公式代理人の行為が法律第82条及び民事訴訟法第286条の規定に従って認められる場合、利害関係人は出願日から、当該利害関係人がコスタリカ人の場合には1月以内又は外国人の場合には3月以内に手続を承認しなければならない。さもなければ、出願は提出されていないものとみなされ、また、最初の登録出願の場合では、利害関係人は先願の権利を喪失する。非公式代理人が事件の結果に対応するために提供する保証は、利害関係人が自身に代わって為された行為を承認できない場合、3,000 コロンの額を受領者とする保証金によって構成されなければならない。非公式代理人は、出願自体とともに当該保証金を提出しなければならない。そうでなければ、出願は提出されていないものとみなされる。

第10条 優先権

法律第5条最終段落に規定されている、最初とみなされる優先権出願の認証謄本は、当該出願がパリ条約第4条の規定に従って正規の国内出願を構成することを証明しなければならない。

出願に対して優先権を主張することについて法律によって定められた期間の最終日が就業日でない場合、当該期間の満了は翌就業日に設定される。

第 11 条 複数優先権

出願が複数の又は部分的な優先権を援用する場合，それら優先権のすべてに関する情報が提示されなければならない，かつ，対応する書類がパリ条約に示されている態様で提出されなければならない。

当該目的上，次の定義が適用される。

(a) 複数優先権は，提出された出願における商品又は役務の一覧が 2 以上の優先権出願からの商品又は役務の一覧を組み合わせている場合に援用される。

(b) 部分優先権は，提出された出願における商品又は役務の一覧が，優先権出願の一覧に含まれた商品又は役務を部分的に含む場合に援用される。

仮優先権がパリ条約第 11 条に準拠する保護を主張するために登録出願において援用される場合，国際博覧会の主催者によって発行された証明書であって，商標が付された商品又は役務の出品を証明し，かつ，当該商品又は役務が博覧会で最初に展示された日付を表示する証明書を，必要に応じて簡易の翻訳文を伴って，添付しなければならない。

第 12 条 出願の提出日

登録局へ提出された出願のすべてに，受領日時を記載した写しが添付される。

第 13 条 手数料納付の証拠

登録手数料納付の証拠の原本を，法律第 9 条(j)，第 10 条(e)及び第 13 条に従って出願に添付しなければならない。登録に至らなかった場合，出願人は，当該情報の参照番号を提示し，かつ，利害関係人宛に発せられた原本の書類の写しを添付して，後続する出願に対する手数料及び調整を請求することができる。

第 14 条 放棄

出願が法律第 85 条の規定に従って放棄されたとみなされる場合，登録官はその旨を記録簿に記録し，その保管を指令し，各ファイルにおいて発せられた決定に署名する。

第 15 条 取下げ

利害関係人は，本規則第 5 条の規定に従って請求を提出することにより，手続期間中の如何なる時点でも，出願を取り下げることができる。当該請求が法律及び本規則の規定に準拠する場合，登録局は，該当する場合には，手続の他の関係人へ通知後，案件の終結を指令する。

第2章 商標登録手続に関する規定

第16条 出願要件

法律第9条に示された要件及び本規則第3条に規定する要件を満たすことに加えて、商標又はその他の識別標章の登録出願は次を遵守しなければならない。

- (a) 登録を求める商標が、製造、商業又は役務の何れの商標であることを表示すること
- (b) 製造、商業又は役務の事業所の正確な住所を記述し、かつ、登録を求める識別標章の出所の国を表示すること
- (c) 商標又は識別標章が、特別なグラフィック、形状若しくは色彩を伴う文字標章である場合又は図形標章、混合標章若しくは立体標章である場合は、出願書類に当該標章を付すこと。これは明瞭かつ十分に判読可能でなくてはならず、最小8cm×8cm、最大10cm×10cmとすることができる。
- (d) 必要に応じて、公証人によって正式に認証された出願人の署名を付して提出されること
- (e) 請求する識別標章の登録に対して法律又は本規則によって要件とされている書類を添付すること。ただし、当該規定が後日の提出を許可している場合はこの限りでない。

立体標章の場合、その複製は、二次元の図示又は写真の形態で標章を表示していなければならない。複製は、単一図又は幾つかの相違する図からなるものでよい。

第17条 商品又は役務の一覧

商標登録を求める商品又は役務の一覧は、好ましくは、商品及び役務の分類のアルファベット順一覧に記載されている名称又は命名を用いて作成される、ただし、一覧が国の現在の言語又は商習慣で使用されている商品又は役務の共通又は通常の名称を含まない場合はこの限りでない。この目的上、登録局は、利用者が無償での閲覧用として利用可能な現行の分類の写しを保持する。出願の一覧に含まれる1又は複数の商品又は役務が不正確な用語で指定され、理解不能であり又は出願が提示した分類と合致しない場合には、登録局は、出願人に対して、法律第13条の規定に従って一覧を補正できることを通知する。

第18条 登録提出様式

商標又は識別標章の登録出願を提出するという事実のみにより、出願人は、出願又は該当する場合にはそれに付随する複製にみられるとおりの商標の登録及び保護を求めることを示しているとみなされる。

出願人が特定の図示的な表示又は色彩に関する指定を行うことを望んでいない場合、商標は、大文字及び/又は小文字、数字又はタイプされた句読点を用いる通常の書式で提出される。

第19条 出願の分割

分割商標出願のファイルを編集する目的上、出願人は、各出願について適宜グループ化された商品又は役務の一覧を提出しなければならない。

分割又は細分化の請求の提出前に正式な要件が通知されていた場合、誤り又は脱漏が補正されるまで、分割は認められない。登録局の見解で出願の拒絶が通知されていた場合にも、同じ措置が適用される。

分割前に提出された出願の通知の公告は、各分割出願に対して有効となる。

第 20 条 出願の審査

法律第 14 条にいう審査の結果として、登録局は、出願された標章が拒絶事由の何れかに該当することを認定する場合、決定において拒絶事由を提示することに加えて、自身の見解で、拒絶を裏付ける理由を提示しなければならない。

認定された拒絶が、出願される商標に係る商品又は役務の一部のみに関係する場合、当該拒絶は、それらの商品又は役務に関してのみ為される。

出願された標章が識別性を欠く要素を含み、商標保護の範囲に関して疑問が生じる可能性がある場合、登録局はその旨も決定において提示し、それにより、利害関係人は、当該出願の補正により当該要素に対して何らの排他権を留保しないことを宣言できる。

第 21 条 公告

法律第 15 条にいう情報に加えて、商標登録出願に関して公告される通知は次を含んでいなければならない。

(a) 単語及び図形要素を含む出願されたとおりの商標並びに該当する場合には商標が色彩で出願されていることの表示

(b) 該当する場合には、出願が団体商標又は証明商標に関連することの陳述

第 22 条 登録に対する異議申立

本規則第 3 条に定められた共通要件を害することなく、異議申立は次を含むことができる。

(a) 異議申立が提出された出願の商標及び出願番号の表示

(b) 異議申立が基づく事実的及び法律上の根拠及び証拠、それらの写しを出願人用として提供すること

(c) 異議申立が先に登録又は出願された商標に由来する権利に基づく場合、当該商標の複製並びに商標が出願され又は登録された商品又は役務及び異議申立が提出された対象の商品又は役務の表示

(d) 異議申立が、国内で登録されていない又は登録手続中ではない周知商標に由来する権利に基づく場合、当該商標の複製及びその周知商標としての地位を立証する証拠

(e) 異議申立が商号又は記章に由来する権利に基づく場合、商号又は記章が識別する会社又は事業所の事業又は商業活動を構成する諸活動の説明文が添付されなければならない。

(f) 異議申立が著作権又は意匠における権利に基づく場合、該当する場合には、保護される要素の図示的な表示が添付されなければならない。及び

(g) 異議申立が商標の先使用に基づく場合、商標の最初の登録出願の写しの添付。その写しは、異議申立の提出日から 15 日以内に提出することもできる。

法律第 8 条(c)及び第 75 条(e)の目的上、商標、地理的表示又は原産地名称の第三者による先使用は、当該第三者に対して、登録を取得するためのより優位な権利を付与する、ただし、法律第 17 条の規定に準拠することを条件とする。

第 23 条 証拠

異議申立の事例において又は商標登録の取消し若しくは無効の手続において、登録局は、当該事件に適切とみなす何らかの証拠を民事訴訟法第 318 条の規定に従って証拠として承認す

る。

第24条 類似性の判断に関する規則

実体審査及び異議申立の決定に関して、とりわけ、次の規則が考慮される。

(a) 係争中の標章は、あたかも審査官又は審判官が当該商品又は役務の一般的な需要者の立場であるように、それらの標章が全体として与える図示的、音声的及び/又は観念的な印象に基づいて審査されなければならない。

(b) 商標が一般名称または常用名称を有する場合、類似性審査は、一般名称でない要素又は識別力のある要素に重点を置いて行わなければならない。

(c) 標章間の相違点よりも類似点を一層重視しなければならない。

(d) 標章は、当該標章が意図されている流通経路、販売時点及び需要者層を斟酌して、商品が普通に販売され、役務が提供され又は需要者に提示されている仕様及び態様で審査されなければならない。

(e) 混同の虞があるとするためには、標章が類似しているだけでは十分ではなく、標章によって識別される商品又は役務が同一の性質のものである又は標章間に連想又は関係の可能性が存在し得ることもまた必要である。

(f) 混同又は誤りが需要者側で発生したことは必要とはならない。むしろ、商品又は役務の一般的な需要者の特性、文化及び特異性を斟酌して、そのような混同又は誤りの可能性があれば十分である。又は

(g) 係争中の商標のうち的一方が周知である場合、他方は、その名声又は評判の不当な利用の可能性を回避するために、明瞭で、かつ、一方から容易に識別できるものでなければならない。

第25条 登録

商標の登録は、機械的、電子的又はコンピュータの何れであるかに拘らず、適切な方法によって実施され、かつ、次を含んでいなければならない。

(a) 所有者の名称、住所及び国籍並びに法人の場合ではその設立国

(b) 該当する場合には、法定代理人の名称

(c) 純粋に文字標章であって特別なグラフィック、形状若しくは色彩を伴う文字標章である場合又は図形標章、混合標章若しくは立体標章である場合はその複製

(f) 商品及び役務の国際分類の分類番号を示す、標章によって識別された商品及び役務の一覧

(e) 優先権が主張されている場合には、優先出願が提出された国又は地域の庁、その出願日及び割り当てられた番号

(f) 有効期間の開始日及び満了日、及び

(g) ファイルに記録された登録指令における登録番号、登録日及び登録局局長又は授權された職員による署名

第26条 登録証

所有者宛に発行されるべき商標の登録証は、前条にいう情報を含まなければならない。

第 27 条 登録商標の使用

登録商標には、当該商標が識別すべき商品、品物又は役務に適用される場合、文言「登録商標」又は同等の記号「R」を付さなければならない。商品、品物又は役務がこれに適さないものである場合、本条にいう陳述が、公衆に販売される際にそれらのものが入られる包装、箱、容器、梱包又は容器に表示されていなければならない。上記の文言の省略は、識別標章の有効性に影響を与えない。

第3章 登録の更新及び変更

第28条 更新

法律第21条及び第22条に規定した要件が満たされると、登録局は、更なる手続なしに、その登録歴を含むデータベースへの更新の記録及びファイルへの記載を進める。登録局は、所有者に対して、権利の有効性を記述した証明書を発行する。

第4章 移転、名義変更及び商標使用のライセンス

第29条 標章の移転

登録標章の所有権又は係属中の出願に由来する権利の移転が請求されると、登録局は、当該移転が法律第31条、第32条、第33条及び第34条並びに本規則第3条の規定に準拠しているか否か、また、対応する書類が添付されているか否かについて審査を進める。該当する場合には、指令が発行され、かつ、データベース及び各書類における登録歴に記入され、対応する証明書を発行する。

第30条 ライセンス登録

商標使用ライセンスを登録する目的上、申請とともに提出されるべき書類は、ライセンスの契約書であってライセンスについて言及している条文若しくはその一部又は要約は、少なくとも次の情報を含まなければならない。

- (a) 所有者及びライセンシーの名称
- (b) 登録番号及び保護対象の商品又は役務を表示する、ライセンスの対象となる商標
- (c) 場合により、ライセンスの期間
- (d) ライセンスが排他的なものであるか非排他的なものであるかについて及び登録の制限された又は制限されない使用に関して合意された条件、誓約又は限定並びにそれらの評価(税法第1056条)
- (e) 場合により、品質管理に関する規定の要約

第 5 章 周知商標

第 31 条 関連分野

法律第 45 条(a)の規定に準拠して，次の分野は，商標の名声を判断するためにとりわけ関連するとみなされる。

- (a) 商標が適用される商品又は役務の種類の実際の及び/又は潜在的な需要者
- (b) 商標が適用される商品又は役務の種類頒布又は市販の経路に関与する個人，又は
- (c) 商標が適用される事業所，活動，商品又は役務の種類に関連した分野で稼働する業界

第6章 団体商標及び証明商標に関する規定

第32条 適用規制

本章に含まれる特別規定に加えて、本規則に含まれる商標に関する規定は、関連する場合には、団体商標及び証明商標の登録出願に適用される。

第33条 団体商標の所有者

適用可能な法規に従って法人格を有する製造業者、生産者、職人、農家、実業家、役務提供者又は商人の任意の団体は、団体商標の登録を出願することができる。

第34条 団体商標の使用規約

法律第47条にいう情報に加えて、団体商標の使用規約は次を含んでいなければならない。

- (a) 出願人団体の名称又は識別情報、登記上の事務所及び本社の住所
- (b) 団体の目的
- (c) 自身の規約に準拠して団体を代理する権限を付与された管理主体
- (d) 構成員の要件
- (e) 関係者が商標の使用許諾を取得するために満たさなければならない要件
- (f) 地理的原産地、製造方法、使用材料又はその他の点を言及して、商品又は役務が提示しなければならない共通の特性又は品質
- (g) 許諾された者による団体商標の使用にあたって従わなければならない規約及びその他の条件又は形態
- (h) 前項にいう規約及び条件に従って団体商標の使用を管理するための監視及び検証の仕組み
- (i) 使用許諾の一時的又は永続的中断又は取消しを含む、規約によって規定されている以外の方法による商標の使用に係る違反行為とそれに応じた制裁
- (j) 制裁の適用手続、及び
- (k) 許諾の付与又はその中断若しくは取消しに関する決定に対して不服を申し立てる手段

第35条 証明商標の使用規約

法律第56条にいう情報に加えて、かつ、証明商標の使用規約の承認に係る権限のある行政当局によって要求されるその他の要件を害することなく、証明商標の使用規約は少なくとも次を含んでいなければならない。

- (a) 出願人団体の名称又は識別情報、居所及び本社の正確な住所
- (b) 団体の目的
- (c) 独自の規約に準拠して団体を代理する権限を付与された管理主体
- (d) 標章の使用が許諾された商品又は役務に存在する必要がある特性又は品質を含む、証明商標の使用許諾申請のために会社が満たさなければならない要件
- (e) 権限付与された者による証明商標の使用にあたって従わなければならない規約及びその他の条件又は様相
- (f) 標章の使用許諾が付与される前後に、前項にいう規約及び条件に従って証明商標の使用を管理するための監視及び検証の仕組み

(g) 標章の使用許諾の停止をもたらす根拠

第 36 条 規約の写し

使用規約の 3 部の写しが、団体商標又は証明商標の登録出願とともに提出されなければならない。1 部は紙面、残りの 2 部は磁気媒体による電子様式であって、正式に認証され、かつ、登録局システムにおいて使用されているものと互換性のある言語又はコンピュータプログラムによるもの。

第 37 条 出願の審査

標章が地理的原産地、製造方法、使用材料又はその他の共通の特性に言及している団体商標の登録出願の場合、その登録に対しては、誤認を来さないことを条件として、標章が説明的であるとみなされる根拠で不服を申し立てることができない。団体商標が地理的表示を言及する場合、その登録は、当該標章が、当該標章により識別することを求める商品又は役務の一般名称となっている場合には、拒絶される。同様に、商品の特性が専ら又は本質的に地理的環境に起因する場合には、登録は拒絶される。

団体商標の使用規約が、許諾された使用者が共有しなければならない共通の特性について記述している場合、登録局は、所有者との提携条件がそれらの要件を満たすことができる如何なる者に対しても参入を許可することを確認する。

第 38 条 情報の更新

証明商標の所有者は、標章の使用規約に導入され、かつ、承認された変更、また、標章を組み込むことができる商品又は役務に保証されている特性を評価するための品質基準又は規範に関する変更について、登録局へ通知しなければならない。

第 7 章 商業広告の表現又は標章に関する規定

第 39 条 適用可能な規制

本規則に含まれる商標に関する規定は、関連する場合には、広告の表現又は標章の登録出願に適用される。

第 40 条 登録出願

法律第 9 条及び本規則第 3 条に定められた要件に加えて、商業広告の表現又は標章の登録出願は、該当する場合には、当該表現又は標章が言及する商標又は商号及びその登録又は係属出願に関する情報を表示しなければならない。

第8章 商号及び記章に関する規定

第41条 適用可能な規制

本章に含まれる特定の規定を除き、本規則に含まれる商標に関する規定は、関連する場合には、商号の登録出願に適用される。

第42条 商号の登録出願

法律第9条及び本規則第3条に定められた要件に加えて、商号の登録出願は次を含んでいなければならない。

- (a) 使用された態様の商号及び図形要素を含む場合はその複製
- (b) 商号が識別する会社又は事業所の住所又は正確な所在地
- (c) 商号が識別する団体、会社又は事業所の事業内容又は活動内容
- (d) 記載された事業に関連して商業における商号の有効使用の立証に適切とみなされるその他の情報

第43条 公告

法律第15条にいう情報に加えて、商号の登録出願に関して公告される情報は次を含んでいなければならない。

- (a) 出願された態様の商号
- (b) 商号が識別する会社又は事業所の住所又は正確な所在地
- (c) 商号が識別する団体、会社又は事業所の事業又は活動内容

第44条 異議申立

法律及び本規則によって定められた要件を害することなく、商号の登録出願に対する書面による異議申立は次を含むことができる。

- (a) 異議申立が先に登録され又は出願された商標に由来する権利に基づく場合、その複製並びに当該商標が出願され又は登録された対象の商品又は役務及び異議申立が提出される対象の商品又は役務の表示
- (b) 異議申立が、国内で登録されていない又は登録手続中ではない周知商標に由来する権利に基づく場合、その複製
- (c) 異議申立が先に使用された商号又は記章に由来する権利に基づく場合
 - 異議申立人の事業又は商業活動を構成する活動の説明
 - 商業において公の使用が開始された日付
 - 異議申立人の団体、会社又は事業所の住所又は正確な所在地
 - 異議を申し立てる団体、会社又は事業所の直接的な影響のある又は実際の顧客層の地域
- (d) 異議申立が著作権に基づく場合、該当する場合には、保護される要素の図示的な表示

第45条 記章

商号に関する本章の特別規定は、記章にも適用される。

第 10 章 登録の取消し及び無効

第 48 条 取消し又は無効の請求

登録又は使用ライセンスに対するあらゆる取消し又は無効の請求は登録局に送付しなければならない。かつ、本規則第 3 条に定められた一般要件に準拠することに加えて、次を含んでいなければならない。

(a) 取消しが請求されている商標、識別標章又はライセンス契約を特定するものであって、その登録データ及びファイル番号を表示しているもの

(b) 登録所有者の名称

(c) 取消し又は無効を求めることに係る請求人の利害関係の表明

(d) 請求の根拠となる事実上の又は法的な根拠

(e) 請求の根拠となる証拠

(f) 請求を明確で具体的な言葉で表現すること

請求が方式要件を満たしていない場合、登録局は、法律第 13 条の規定に従って進行する。

第 49 条 手続

取消し又は無効の請求が法律又は本規則の規定に準拠しているときはいつでも、登録局は、その請求を処理のために受理し、かつ、登録所有者に対して当該所有者自身の権利を主張し、また、適宜、自身の証拠を提供又は申し出るために 1 月の期間の聴聞の機会を与える。当該目的上、対応する通知が、本規則第 3 条(e)及び第 8 条の規定に従って為される。

請求人又は登録所有者によって申し出された証拠を受領し、審査することが必要な場合、登録局は、差し出された証拠を受領するために 15 就業日の期間を設定する。

取消し又は無効の請求に対する応答期限の満了又は該当する場合は証拠提出期間の満了から 1 月以内に、登録局は、理由に基づいて、かつ、関連証拠を評価して、請求に対する最終決定を下さなければならない。決定が請求を認容するものである場合、登録歴を含むデータベースへの対応する登録が指令される。登録の取消しが第三者によって請求される場合、当該第三者は、法律第 86 条の規定に従って官報に公告しなければならない。

何れにせよ、発せられる決定に対しては、本規則に定められた救済を通じて不服申立をすることができる。

第 50 条 職権による無効

登録局が職権により進める無効の場合、その手続は、法律第 37 条最終項の規定に従う。

第 51 条 自発的な取消し

本規則第 3 条に定められた共通要件を満たすことに加えて、登録の自発的な取消しのための請求には、請求人及び/又は該当する場合には請求人を補佐する代理人の署名を付さなければならない。当該請求は公告されない。

第 11 章 登録局の組織及び運営

第 52 条 登録局

登録局は、国家登録局に属する行政当局であって、知的財産権の登録及び記録の責務を担う。同局は、次に対して責任を負う。

- (a) 知的財産登録簿、特に、商標その他の識別標章、発明、実用新案及び意匠に関する権利の取得及び維持のための手続に関連するものを組織化し、かつ、管理すること
- (b) 直接的に又は国内機関、外国機関及び国際機関と協力して、知的財産権に係る普及、訓練及び教育プログラムの計画と発展を為すこと
- (c) 知的財産権の促進と発展、技術移転並びに技術開発と革新の研究及び促進に関する又はそれらにおいて関心を有する、国内、外国、地域及び国際的な公的機関又は民間機関との政策、戦略又は行動の調整を行うこと
- (d) 知的財産に関する情報並びに権限のある当局によって請求される如何なる情報及び技術的協力も公衆及び使用者に対して提供すること
- (e) 出願の提出に関して、かつ、法律及び本規則によって定められた要件及び手続に従って、使用者及び大衆に対して法的及び技術的な助言を与えること
- (f) 国内又は海外で公表された発明に係る書類収集を普及すること、それらの閲覧及び利用に関して助言を与えること、また、必要な資源が入手可能な場合には、発明活動を刺激する褒賞及び表彰の付与を含めた国内、地域又は国際的な博覧会及び競技会の開催することにより、知的創造力を促進して知的創造力の進展を支援し、かつ、技術移転を奨励すること
- (g) 主に経営経験及び事業の方法論の交流のための目標、スタッフの訓練、データベースの編成、刊行物の交換及び知的財産に関する書類収集の更新を良好に達成するために、国内、地域又は国際的な公的機関又は民間機関との協力協定又は調整協定を締結すること
国内及び国際レベルにおける知的財産の状況に関する研究を実施すること、また、上級官庁によって指令される場合、本題に関連した国際会合又はフォーラムに参加すること
- (i) 行政一般の様々な部門及び団体に対して知的財産事項に係る諮問機関として行動すること
- (j) 貿易省の権限のある部門と連携して、主題に関する国際交渉に参加すること
- (k) 該当期間中の登録活動に関する統計データを含む年間作業報告書を調製すること
- (l) 国家の利益に影響を及ぼす知的財産権の侵害について適切な措置が為されるように権限のある当局へ通知すること
- (m) 知的財産に関する法規に規定された行政処分を適用すること
- (n) 認知した知的財産権に対する如何なる犯罪も報告すること
- (o) 法律及び本規則に従って付与されたあらゆるその他の機能、権限及び行為を遂行すること
- (p) 行使のための手続に関する法律によって命じられた法的手続において、同法が付与する権限に基づいて行動すること

第 53 条 登録局の組織

登録局は、局長を長とし、局長は、自身の実質的職務の遂行において、自身に代わって行動する副局長によって補佐される。これらの立場を保つために、コスタリカ生まれのコスタリ

カ人でなければならず、また、その者は少なくとも5年の専門資格を有している必要がある。登録局局長は、職務を果たすために、行政上の指示を通じて機関の組織を確立することができる。また、多様な機能の遂行にとって必要な諸々な部門及び事務所を構築するために異動や状況によって決定したとおりに適切な人員を雇用することができる。

第54条 局長の責務

登録局局長又はその者を法的に代行する職員は、次の責務を負う。

- (a) 関係事項に対して適切な決定を下し、利害関係人に対して当該事項を決定するために必要と考える追加の書類を要求すること
- (b) 権限のある上位行政当局又は司法当局による請求時に、自身の管轄権の範囲内で事項に関する報告又は見解を発すること
- (c) 登録局の業務及び活動を組織化し、かつ、指示すること
- (d) 機関の予算案を策定し、かつ、実行すること
- (e) 登録局の知的財産に関する公告を承認すること
- (f) その活動に関連する内部協定、通達及び行政上の指示を発すること
- (g) 行政官及び職員に対して適切な懲戒処分を指令すること
- (h) 健全かつ効率的な行政に必要な又は適切な何らかのその他の措置

第 12 章 登録局の活動

第 55 条 ファイルの番号付与

登録局において作成されるファイルには、各年に提出された最初の出願から開始して、別々の年号シリーズで番号が付与される。各ファイルの番号は、その出願が提出された年を表す 4 桁の数字、その次に、出願日時に基づく当該出願に対応する連続した番号からなる。

第 56 条 書類及び登録の管理

登録局は、適切な手段によってその事務所へ提出されたすべての書類を保護し、これらは公衆の閲覧に供される。

第 57 条 公開

ファイル、書籍、登録簿、書類及び該当する場合にはアーカイブは、登録局職員の責任の下で、関係者が直接に閲覧することができる。関係者は、自身の費用負担で、登録局に保持されている書類及び登録の簡易若しくは認証付きの謄本及び証書又は証明書を購入することができる。登録局が新たなサービス形態を確立できる場合、登録局自体によって決定された方法で、問い合わせを電子的に行うことができる。

第 58 条 ファイルの差替

適用される責任及び責任を負う個人に対して課される懲戒処分を害することなく、全体又は部分的に紛失又は破損されたファイルの差替は、職権により又は関係者の請求により、登録局によって直ちに指令されなければならない。

第 13 章 登録

第 59 条 登録手続

登録出願ごとに、登録番号が自動的に、かつ、連続的に割り当てられるものとし、また、署名された承認が、ファイルに保管され、かつ、各々の所有権証が発行される。

第 60 条 誤りの訂正

登録局は、職権により又は所有者の請求により、誤記を訂正するために登録を修正することができる。

ある用語が他の用語と置き換えられていた場合、手続きの無効原因とはならない要件や事情の記載が省略されている場合又は登録要件が誤って記述された場合に誤記が生じたとみなされる。ただし、そのことが登録の全体的意義又はその概念を変更しないことを条件とする。

第 61 条 注釈

登録された権利に影響を及ぼすあらゆる注釈、取消し、差押及び裁判所命令は、当該権利の登録記録を含むデータベースに記録される。

あらゆる場合において、それらを動機づけた決定、資格、裁判所命令又はその他の書類は、注釈において記述され、かつ、識別されなければならない。

第 14 章 分類

第 62 条 商標分類

法律第 89 条にいう商標登録に係る商品及び役務の国際分類は、1957 年 6 月 15 日付けニース協定及びその改正によって定められた分類である。

第 63 条 識別標章の図形要素

商標その他の識別標章を登録するために出願に対して必要とされる実体審査の目的上、登録局は、図形要素の国際分類によって編成される保護された図形要素及び記章のファイルを維持しなければならない、これらは閲覧することができる。

商標又はその他の識別標章が図形的又は立体の標章又は要素のみで構成される場合、登録局は、対応する分類を付与することができる。

第 15 章 不服申立

第 64 条 取消

法律によって別段の定めがない限り，登録局によって発出された決定に対して不服申立を提出可能であり，当該申立は，当事者に決定を正式に知らせた日から 3 就業日内に提出されなければならない。法律第 92 条の規定に厳格に準拠する。

第 65 条 上訴

登録局の最終決定に対して上訴することができ，それは，法律第 92 条及び 2000 年 10 月 12 日付け知的財産権行使のための手続に関する法律第 8039 号の規定に従って，行政登録裁判所によって聴聞される。

第 16 章 最終規定

第 66 条 予期せぬ状況

本規則によって保護されない如何なる状況も，法律の規定の主旨及び課題事項の性質を考慮して，登録局の局長によって決定される。

第 67 条 見出し

本規則に含まれる規則の内容の識別に関連し，かつ，各条に先立つ見出しは，解釈上の価値を有するものではない。

第 68 条 有効性

本規則は，その公布日から施行される。